

長崎県地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域包括ケアシステムの構築に向け、県、市町及び関係機関が連携して、地域における支援体制整備を推進するため「長崎県地域包括ケアシステム推進協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(定数)

第2条 協議会の委員は、25人以下で組織する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関する事項
- (2) 地域リハビリテーション支援体制整備に関する事項
- (3) 介護予防市町支援に関する事項
- (4) 認知症支援体制整備に関する事項
- (5) 医療と介護等、関係機関との連携推進に関する事項
- (6) その他、地域包括ケアシステムの推進に必要な事項

(組織)

第4条 協議会及び専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

委員は、関係行政機関、保健・医療・福祉等関係団体、住民組織、学識経験者、住民（公募による）等から選任された者とする。

- 2 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会に、次の部会をおき、それぞれに規定する数の委員で構成する。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 地域包括ケアシステム構築支援部会 | 20人以内の委員 |
| (2) 地域リハビリテーション推進部会 | 25人以内の委員 |
| (3) 介護予防市町支援部会 | 20人以内の委員 |
| (4) 認知症部会 | 20人以内の委員 |

2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域包括ケアシステム構築支援部会

- ①地域包括ケアシステム構築基準、評価に関する事項
- ②その他地域包括ケアシステムの構築に関する事項

(2) 地域リハビリテーション推進部会

- ①地域リハビリテーション連携指針の検討に関する事項
- ②長崎県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整および協議に関する事項

③地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項

④その他必要な事項

(3) 介護予防市町支援部会

①介護予防の普及啓発に関する事項

②介護予防の取組に従事する人材の確保及び資質向上に関する事項

③介護予防の取組の評価に関する事項

④その他介護予防の取組の効果的・効率的な実施に必要な事項

(4) 認知症部会

①認知症支援体制に関する事項

②県、市町、医療・介護関係者、関係団体、企業及び県民等の連携に関する事項

③県民や関係者に向けた啓発に関する事項

④その他必要な事項

3 第1項に定める部会以外の専門部会又はワーキンググループが必要と認められる場合は、設置することができる。

4 部会には、部会長1名を置き、各部会に属する委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第6条 協議会及び部会委員の任期は、3年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長になる。

3 会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外のものの出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 会長または部会長が不在のときは、事務局が協議会または部会を召集する。

(事務局)

第8条 協議会及び部会の事務局は、長崎県福祉保健部長寿社会課におく。ただし、次の号に掲げるものの庶務については、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

(1) 地域リハビリテーション推進部会 長寿社会課及び障害福祉課

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成29年3月21日から適用する。
 この要領は、令和3年3月22日から適用する。